

平成 24 年度第 6 回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成 24 年 12 月 26 日（水） 午前 10 時から

場 所 日進市役所本庁舎 4 階第 1 会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子（委員）、神野建三（委員）、  
竹内由美子（委員）、住田穂積（委員）、黒須則明（委員）、仲龍典（委員）、  
森内初美（委員）

欠 席 者 なし

事 務 局 企画部：吉橋一典（企画部長）、小林正信（企画部次長兼企画政策課長）、  
川合陸仁（企画部主幹）、蟹江健二（企画政策課課長補佐）、  
柏木晶（企画政策課企画政策係長）  
総務部：鈴木啓司（総務課長）、三好恵太（総務課行政係長）  
議会事務局：辻経一（議会事務局長）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（1 名）

次 第 1 開会  
2 あいさつ  
3 議題  
（1）自治基本条例に規定する委任条例の説明及び条例の運用状況について  
4 その他  
5 閉会

配 付 資 料 ①情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例関係資料  
②日進市議会基本条例制定までの経緯  
③日進市議会基本条例（逐条解説）  
④日進市議会報告会関係資料

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会
事 務 局	2 あいさつ（企画部長）
事 務 局	3 議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。 （資料確認）
事 務 局	それでは、進行を会長にお願いします。
会 長	傍聴者が 1 名お見えになりますので、許可してよろしいでしょうか。 （異議なし）
会 長	入室してください。 （傍聴者入室）
会 長	議題について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	総務課より、配付資料に沿って説明 ・情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例の概要及び運用状況等

発 言 者	内 容
会 長	<p>この 3 つの条例は、自治基本条例という日進市の憲法と密接な関係をもっています。日進市情報公開条例は、自治基本条例第 8 条に規定する市民の知る権利を保障するものとして、第 21 条第 2 項により委任されています。自治基本条例ができたときには既に情報公開条例はできていました。日進市個人情報保護条例についても同じように、自治基本条例第 9 条において個人情報の保護について保障し、具体的な規定として第 22 条第 2 項により委任されています。これについても、自治基本条例より先にできていた事例です。また、3 つ目の日進市行政手続条例は、自治基本条例第 23 条第 2 項に委任されています。これについても、憲法である自治基本条例に先んじてつくられています。この 3 つの憲法附属法典ともいべき条例は、どれもデュープロセス（適正手続法）になります。どちらかというとな英米法系の適正手続に関する規定です。法律には大きく分けると 2 通りあり、実際の権利を守らなくてはいけない実態法であるヨーロッパ大陸法系（ドイツ法）と、市役所が権力処分をするときに、市民の権利を守るような手続きを踏まなければならないという英米法系の手続法があります。日本はドイツの法体系を受け継いでいるため、実態法優位だったのですが、1990 年代に入ってから、アカウンタビリティ等プロセスを大切にすデュープロセスという考え方が導入されるようになりました。この 3 つの条例はすべて、20 世紀末以降につくられた英米法系の条例となります。自治基本条例との関係は今説明したとおりです。これを踏まえて質問、意見があればお願いします。</p> <p>国の情報公開法では国民の知る権利について認めていませんが、日進市の憲法では、市民の知る権利を保障し、個人情報の保護について保障しています。憲法で認められているということは、条例においても認めているということによろしいですね。</p>
事 務 局	<p>条例第 1 条（目的）に知る権利について規定しています。</p>
会 長	<p>条文に知る権利について規定されているかどうかで、裁判での判決が異なります。知る権利が記載されている方が、公開を広く認めています。同じように、個人情報保護条例についても、個人情報を保護される権利について規定されていますか。</p>
委 員	<p>条例第 3 条第 1 項に「…あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。」とあります。</p>
会 長	<p>個人情報保護については、行政側に対する規定であり、条例では市民の側の権利として規定してはいないようです。自治基本条例の規定との整合性を図るため、「個人に関する情報が侵されることがないように保護される権利」について、条例に規定した方がよいと思います。</p> <p>今のままでは、裁判所は、個人情報保護条例において市民に対して個人情報が保護される権利が保障されているとは解釈せず、市役所が市民の個人情報を洩らさないように規定していることの反射的利益として、個人情報が保護されていると解釈します。つまり、市民は、個人情報を保護される権利がないため、裁判所に訴える利益がないということになります。もし、保護される権利が保障されてい</p>

発 言 者	内 容
	れば、裁判所に訴えることができるようになります。このように、権利を認めれば、市民に手厚くなります。このようなこともあり、国は知る権利の保障について慎重になっているのだと思います。ただ、日進市の場合、個人情報保護条例ができた後に自治基本条例がつくられ、個人情報保護される権利について規定されているので、憲法を優先し、市民の権利を保障した判決を下す可能性も高いと思います。
委 員	事務局の説明の中で、個人情報取扱事務届出件数の平成 23 年度実績が 468 件ということでした。非常に多く感じるのですが、具体的な内容を教えてください。
事 務 局	こちらの件数は、行政内部で取り扱う個人情報の件数をあげています。具体的な事例では、教育委員会が開催する成人式において、必要な新成人の個人情報等に係る届出件数等になります。
委 員	市民からではなく、行政内部での取扱い件数ということですね。分かりました。
会 長	平成 16 年改正時の第三者に対する意見書提出の機会の付与とは具体的にはどういうことですか。
事 務 局	開示請求のあった文書内にある第三者情報について、開示すると第三者に不利益となる場合において、請求者に開示する前に意見を徴集し、弁明する機会が付与されたものです。ただし、第三者は開示を拒むことはできず、あくまでも市の判断となります。
会 長	行政手続条例はあまり使われないようですね。期限を超過した場合などのクレームとかはありませんか。
事 務 局	現在のところ運用実績はありません。
会 長	この行政手続条例が制定され、標準処理時間等が規定されるようになったこと等により市役所自体が変わったのか、それともあまり変わってはいないが、事業者が訴えを控えているのかどちらでしょう。
事 務 局	本条例の施行に際し、事前に担当部署を集め、それまでの行政指導や申請を受けてからの処理時間等について調査の上、適切な処理について指導を実施しております。条例施行前と比較すれば、行政の姿勢が変わったと思っています。
委 員	入札情報について公開はしていますか。
事 務 局	入札結果等について公開しています。
会 長	バブルがはじけ経済的には失われた 20 年ですが、アカウントビリティ等の透明性の確保など、政治行政的には質の向上が見られる 20 年だと思います。
委 員	現在、多くの公共施設の運営管理においては指定管理者に委任されていると思います。指定管理者の選定について、決定業者については把握できますが、応募業者、採点等の情報はどの程度開示されているのですか。
事 務 局	指定管理者は、担当課において仕様書を作成して募集します。審査については、経営管理課において審査委員会を組織して行います。その過程において、応募書類については公開していませんが、仕様書や審査結果についてはホームページ上で公開しています。応募業者については、決定業者については公開していますが、

発 言 者	内 容
	落選業者はA、Bとし、業者名は公開していません。
委 員	市民としては、まれに、指定管理を受けた業者の対応に首を傾けたいくなる場合があります。
事 務 局	毎年、定期的に業務評価を行っております。継続して行う場合は、その評価結果も踏まえて審査をしています。向上した部分もありますが、お叱りを受けている部分も確かにあります。
委 員	評価委員は何名ですか。
事 務 局	6人です。
会 長	これがまさに英米法の考え方です。ドイツでは公物管理は必ず公務員が行います。これはヨーロッパ大陸法からきています。昔の日本もそうでした。市立の体育館、文化館は市の職員が運営していました。ところが、英米法は公務員と民間との区別をせず、安い方でやっただらいいという考え方です。20世紀末からは小泉構造改革がまさにそうですが、アメリカ型の法律の考え方なのです。行政手続法、情報公開法、個人情報保護法も、地方自治法を改正して指定管理者制度を導入したのもそうです。小泉構造改革において、公務員数の削減等の観点から英米法を導入し、官から民への改革を進めて行きました。このように、20世紀末からヨーロッパ大陸法系だった日本が、英米法系に移行していきました。ネーミングライツ、民営化等すべてそうです。事務局から説明のありました3つの条例、英米法系の特にアメリカ法の影響の強いデュープロセスですが、これらができたことにより行政は良くなったのではないかということですが、運用形態次第だと思いますので、引き続き適正な運用をお願いします。個人情報保護条例については、自治基本条例第9条との整合性の部分について今後検討してください。他に何かありますか。なければ、議会基本条例について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>議会事務局より、配付資料に沿って説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日進市議会基本条例制定までの経緯</li> <li>・日進市議会基本条例（逐条解説）</li> <li>・日進市議会報告会</li> </ul>
会 長	議会基本条例は、自治基本条例第12条「市議会の役割と責務」第2項により委任されています。これは先程の条例とは異なり、自治基本条例ができたことによりつくられた条例です。一般的に議会基本条例も憲法という位置づけになりますので、日進市には憲法が自治基本条例と議会基本条例の2つあるということになります。憲法は複数あっても構いません。日本は、大日本帝国憲法から日本国憲法と、憲法が1つしかない経験しかありませんので、複数あるのは違和感があるかもしれませんが、最高法規は1つに限ったものではありません。憲法というのは、権力者に対する市民の命令ですので、議会に対する市民への命令を定めたのが議会基本条例、主として執行部に対する市民の命令を定めたのが自治基本条例となります。それを踏まえたうえで、議会基本条例に対する質問、意見をお願いします。

発 言 者	内 容
委 員	自治基本条例第 3 条及び第 8 条についてお聞きします。第 3 条は倫理規定と重複する条項だと思いますが、議会基本条例に規定することで格上げしたということでしょうか。また、第 8 条の一問一答とは、通常行うような事前通告をせずに、その場に出された質問に対して答えるものですか。
事 務 局	第 3 条については、倫理規定をより鮮明にするために、議会基本条例に規定したものであり、委員の言われたとおりだと思います。また、第 8 条の一問一答方式については、通告制を採用していますので、議員からの質問については予め把握しています。
会 長	国会の予算委員会が一問一答方式で、本会議が包括方式で行われており、地方議会は今まで包括方式しか行われていませんでした。現在では、議会改革を議論する一環で選択が可能となり、4分の3の議員が一問一答方式を採用しています。市民にとっては分かりやすいと思います。 執行部は反問権を行使したことがありますか。
事 務 局	ありません。議会基本条例第 8 条に反問権の規定はあります。
委 員	第 8 条に緊張関係の保持という表現がありますが、これは通常使用される表現なののでしょうか。
会 長	議会基本条例では良く使われている表現だと思います。馴れ合いの反語として使われているものだと思います。
委 員	議会報告会の規定がありますが、年何回ぐらいを想定しているのですか。
委 員	議会報告会のアンケートは、実施後どう活用しているのですか。
事 務 局	議会報告会の開催回数につきましては、年 1 回をこのまま続けていく予定です。また、会派や議員個々の報告会は、各議員が自主的に行っています。ここでいう報告会は、あくまでも日進市議会という組織として開催するものを指しています。
委 員	回数を明記しなかった理由はありますか。
会 長	大規模災害等重要案件がある場合、執行部側でも説明は必要となりますが、市議会としてどのように対応したか、どう考えるか等説明していく必要があるかもしれません。そのような時は、年に複数回開催される場合も想定されるということだと思います。
事 務 局	その時の状況に応じて対応することになるかと思います。
会 長	議会報告会の開催については、今までやられていなかったこともあり、まずは開催したことを評価していただきたいと思います。
委 員	そのような意味でも開催回数をしっかり規定した方が良かったのではないのでしょうか。
事 務 局	議会基本条例制定にあたり、事務局として情報提供はさせていただきましたが、どのように方向立てするかは各議員の考えもあり、制定に至るまで相当な時間がかかった状況にあります。そのような点では、慎重に審議を進めていただいたのではないかと考えています。
会 長	これから議会報告会を毎年開催していき、ある程度の実績を積み上げれば、今後

発 言 者	内 容
	強い義務規定として、回数を規定しても良いとは思いますが。
事 務 局	アンケートについての質問ですが、この議会報告会は、まだ実施要綱が作成されていません。今後、より良い報告会の実現に向けて、アンケート結果や、参加者からの意見等を反映した実施要綱の作成に取り組んでいく予定です。
委 員	私も議会報告会に2回参加しました。非常にいい感じを受けました。今回96名の参加ということですが、年齢層はどうだったのか。また、前回は何名ぐらいの参加でしたか。
事 務 局	前は93名の参加でしたので、若干増加した程度です。年齢層は60歳以上の方に多く参加していただきました。1回目は平日に行いましたが、2回目は日曜日に開催し、より多くの市民の参加を期待したのですが、人数、年齢層は1回目とあまり変わりませんでした。
委 員	アンケート集計結果を見ると、「議会報告会をどこで知りましたか」の質問に、ほとんどがポスター・チラシ又は議会だよりと回答しています。ホームページは少ないですね。
事 務 局	ホームページにも掲載していますが、見ていただく機会がないのかも知れません。今後も、チラシ・ポスターでの周知を重視していきたいと思います。
委 員	議会報告会での質疑は、行政に対する質問が多かったように思います。
事 務 局	確かに議会に対する質問より、道路や防犯灯など行政に対する質問が多かったかと思えます。議会と執行部の役割分担についてどう理解していただくかは、今後の課題だと思えます。
委 員	私たちが自治基本条例見直しの検証にした際に、自治基本条例の認知度が低いためイベント等を開催してはどうかという意見があったかと思えますが、議会報告会と同時に開催してはどうですか。
会 長	テーマによっては、執行部と議会が同時に開催できれば、参加する市民も、方針決定を議会が行い、それを執行するのが執行部という役割の違いを理解しやすいかも知れません。
委 員	議会は、市民の代表でもあるため、市民の要望や意見をどのように検討し、どのように行政に反映されたかについて、もう少し説明があっても良いのではないかと思います。そうすれば、市民が議員を選ぶときの視点や姿勢、議会に対する要望についても当事者意識が出てくるのではないかと思います。
会 長	市長は1人で市民を代表していますが、市議会は20人で代表していますから、代表の度合いは市議会の方がきめ細かくなります。市民の民意をすくいあげる機能として、市長はやはり限界がありますが、市議会は20人ですくいあげるようになるため、市長と比較してはるかにきめ細かい民意を代表することができるのです。だから、市長とは別に市議会という組織が設置されていることになります。1人で代表する市長との違いについて、議会報告会で市民に報告していただくと、市議会の存在意義、そして議員の存在意義を高めることができるのではないのでしょうか。

発 言 者	内 容
会 長	議会基本条例ができてから、議会や議員に変化はありましたか。
事 務 局	議会報告会が開催されたこと。また、一問一答方式の導入などがあります。
会 長	1980 年代までと 21 世紀に入ってから市の議会議員とでは大きく変わっているのではないのでしょうか。
事 務 局	個人的な見解ですが、過去は会派などグループ意識が強かったように思います。現在は、会派はありますが、議員個人が自分の考えをしっかりと持てているのではないかと思います。
会 長	議会基本条例又は議会全般について、他に何か質問があればお願いします。よろしければ、4 その他について事務局からお願いします。
事 務 局	次回の委員会は2月頃開催させていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。
会 長	本日本日予定している議題はこれで終わりです。それでは、全体を通して意見等ありましたらお願いします。
委 員	市民参加及び市民自治活動条例に、自治推進委員会による協議及び評価についての規定がありますが、これについては説明があるのですか。
事 務 局	次回の委員会で、自治基本条例の委任条例である市民参加及び市民自治活動条例について所管課より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。
会 長	次回は市民参加及び市民自治活動条例施行後半年の進捗状況及び第27条の考え等を示していただきます。他はありませんでしょうか。
会 長	それでは、以上で第6回自治推進委員会を終了させていただきます。
	(閉会 11時40分)